

○後志広域連合関係町村の町村税滞納整理事務に係る 負担金に関する規則

〔 令和 4 年 2 月 15 日
規則第 2 号 〕

(目的)

第 1 条 この規則は、後志広域連合規約（平成19年市町村指令第138号。以下「規約」という。）第19条第 1 項第 1 号に掲げる関係町村の負担金のうち、後志広域連合関係町村（以下「関係町村」という。）の町村税及び個人道民税（以下「町村税」といい、国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納整理事務に係る負担金（以下「負担金」という。）の算定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(処理件数)

第 2 条 広域連合が行う処理件数は次のとおりとする。

- (1) 広域連合処理件数 160件とする。
- (2) 基本件数 関係町村ごとに 3 件とする。
- (3) 処理件数枠 広域連合処理件数から関係町村ごとの基本件数の合計を減じた件数に、前々年度の関係町村の町村税の決算における収入未済額の合計に占める関係町村ごとの収入未済額の割合を乗じて得られた件数とする。

なお、前々年度の関係町村の決算において、収入未済額に複数町村に及ぶ考慮すべき特殊要因が生じたと広域連合長が認める場合は、当該特殊要因を除いた額をもって、負担金算定の基礎とする収入未済額とすることができる。

(関係町村への処理件数の配分)

第 3 条 広域連合長は、関係町村ごとの引受可能件数として、前条第 1 項第 3 号に規定する処理件数枠を関係町村に配分する。

(負担金額の算定方法)

第 4 条 規約別表 2 (1)（以下「別表」という。）に基づく関係町村ごとの負担金額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 均等割額 滞納整理事務に係る経費の額から当該年度に充てられるべき特定の収入の額を減じて得た額に、別表均等割の負担割合を乗じて得られた額を均等に按分した額。
- (2) 処理件数割額 関係町村ごとの処理件数枠に処理件数割単価（滞納整理事務に係る経費の額から当該年度に充てられるべき特定の収入の額を減じた額に、別表処理件数割の負担割合を乗じて得られた額を処理件数枠の合計で除した額）を乗じて得られた額。
- (3) 徴収実績割額 滞納整理事務に係る経費の額から当該年度に充てられるべき特定の収入の額を減じて得た額に、別表徴収実績割の負担割合を乗じ、当該金額に広域連

合において徴収した前々年度の徴収実績額の合計に占める各町村の徴収実績額の割合を乗じて得られた額。

(負担金の納付)

第5条 関係町村は、毎年度の負担金を広域連合長が別に定める期日までに納付しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか負担金の算定に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。